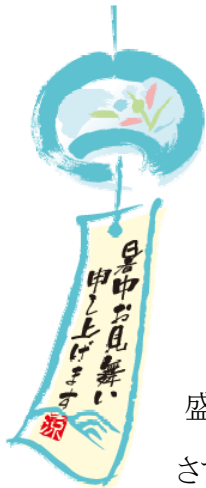


# さくら通信 8月号



2008年8月 No. 44



## 研修会・懇親会のご案内

盛夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さてこの度、当事務所では、研修会及び懇親会を下記のとおり開催させていただくこととなりました。ご多忙とは存じますが、万障お繰り合わせの上、是非ご出席賜りますよう、ご案内申し上げます。  
(竹内)

### 記

#### 1. 日時・場所

平成20年9月5日(金) 阿波観光ホテル

研修会 4階 ダイヤモンドパレス

懇親会 5階 クリスタルパレス

#### 2. 研修会(14:30~17:45)

(ア) **これだけは知っておきたいパート、アルバイトの法律実務**—トラブル防止と問題解決に役立つ知識  
**使い易い助成金**—平成20年新設・改正の助成金を中心に

(14:30~15:30)

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子

(イ) **相続税のカンタン解説と新しい事業承継税制**

(15:45~16:30)

講師 さくら税理士法人 代表社員・公認会計士 大寺 健司

(ウ) **銀行は決算書をこう見る**

(16:45~17:45)

講師 三菱東京UFJ銀行 TKC事業室 松岡 一郎

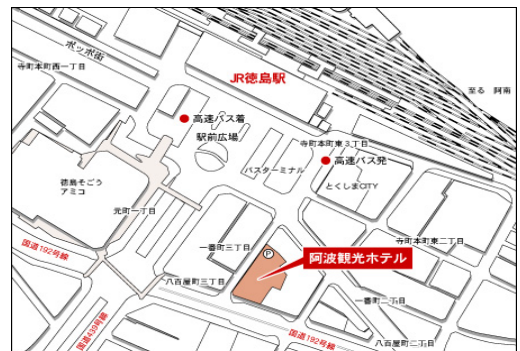
#### 3. 懇親会(18:00~20:00)

アトラクション ♪ 殿様連による阿波踊り ♪

お知り合いの方をお誘い合わせのうえ、ご参加頂けますことを役職員一同お待ち申し上げます。

懇親会のみ参加費が必要となります。(参加費 5,000 円)

尚、準備の都合上、同封のはがきに必要事項を記載の上、8月18日(月)までにお返事くださいますようお願い申し上げます。



国税庁は、7月18日、平成20年度税制改正による耐用年数表の改正について、取扱いに関するQ&Aを公表しています。

この改正では、機械及び装置等の耐用年数が見直され、従来「390」に区分されていた設備の種類が、業種ごとの「55」区分に大括り化されました。

この点、本年4月1日以後開始事業年度からは、新設の設備だけでなく既存の設備にも改正後の耐用年数が適用されることになります。

改正後、具体的にどの区分になり耐用年数がどう変わるのかは、財務省・国税庁が公表している耐用年数の新旧対照表が参考になります。

また本Q&Aでは、法人が中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その後、その資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の法定耐用年数を基礎に再計算することが認められている点が確認されています。

(大寺)

## お忘れになっていませんか？

健康保険被扶養者調書

提出期限は 平成20年8月5日 です。

被扶養者調書の添付書類一覧表

対象者	添付書類	収入に関する証明	被保険者と同一世帯であることが確認できる書類
配偶者(内縁関係も含む)		○	
子・孫・弟妹	15歳未満		
	15歳以上	○	
父母・祖父母・曾祖父母		○	
配偶者の父母・祖父母・曾祖父母		○	○
兄・姉及び 配偶者の兄弟・姉妹	15歳未満		○
	15歳以上	○	○
内縁の妻(夫)の子及び 内縁の妻(夫)の父母	15歳未満		○
	15歳以上	○	○
3親等内のその他の家族	15歳未満		○
	15歳以上	○	○

### 【留意点】

各被扶養者について、必要な添付書類に○を付しています。

ここでいう15歳とは、本年4月1日において15歳の方を言います。

※当事務所で提出代行しておりますので、未提出の方、不明な点がおありの方、ご連絡下さいませ。

(西谷)

当事務所では、8月12日(火)から17日(日)まで夏期休業とさせていただきます。

何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

なお、18日(月)以降は、平常の営業とさせていただきます。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

表面も御覧下さい